

日本代表選手選考及び職務規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という。）の日本代表選手の職務を定め、また選考に関わる事項を定めることにより、その公正をはかることを目的とする。

(選任)

第2条 日本代表選手は、下記の対象と条件のいずれも満たす者の中から日本代表監督が選任し、選手選考委員会が承認する。

[対象]

- (1) 本協会が定める選手選考委員会によって選考された強化指定選手であること。
- (2) ベーシック・サーフ・ライフセーバー資格保持者であること。この資格受講条件に満たない年齢の者はBLSおよびウォーターセーフティ資格取得者であること。

[条件]

- (1) 目的とする対象大会の規定する種目とチーム人数において、総合得点が最も高く望めるチーム構成の一員であること。もしくは世界大会などの主要大会に向けて実戦経験を通じた強化育成が必要であると日本代表監督が判断した者。
- (2) 将来、本協会の指導員資格を取得し、インストラクターとして指導を志す者。
- (3) 本協会の理念を理解・賛同し、発展に寄与できる者。
- (4) 社会の一員としての常識を持ち、本協会の代表として、また日本国の代表として行動できる者

(任期)

第3条 日本代表選手の任期は、承認の日から日本代表チームの解散までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 日本代表選手は、目的とする対象大会において、選手としての最大限パフォーマンスを要し、その最高位の成績を得るよう努力する。

2 日本代表選手は、この国を代表するという立場を自覚し、フェアプレーや日常における行動を通じて、ライフセーバーの模範となる行動を取る。

3 協会の要請があった場合、日本代表選手はライフセービングとライフセービング
グスポーツの普及に関わる業務を支援する。

(選手の入換え)

第5条 日本代表監督は、必要に応じて日本代表選手を入れ替えることができる。その場合、対象となる強化指定選手から新たな日本代表選手を日本代表監督が選任し、選手選考委員会の承認を得て、競技力強化委員長が委嘱する。

(不服申し立て)

第6条 日本代表選手選考の結果に対する不服申し立ては、選手選考委員会規定第8条に則り解決されるものとする。

(規定の変更)

第7条 本規定の改廃は、理事会で決定する。

- 附則1 本規定は、平成19年10月18日より施行する。
- 2 本規定は、平成23年10月12日より一部改定実施する。
 - 3 本規定は、平成26年12月13日より一部改定実施する。